

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 飛騨市神岡町地域の災害リスク

飛騨市は岐阜県の北端に位置し、北は富山県、南は高山市、西は白川村、東は長野県に接しており、神岡町は飛騨市の東端に位置する。神岡町を6つの地区（船津、川西、東町、殿・麻生野・吉田、流葉・その他）に分けての災害リスク現状は下記の通りである。



出典：飛騨市公式ウェブサイト

①洪水リスク

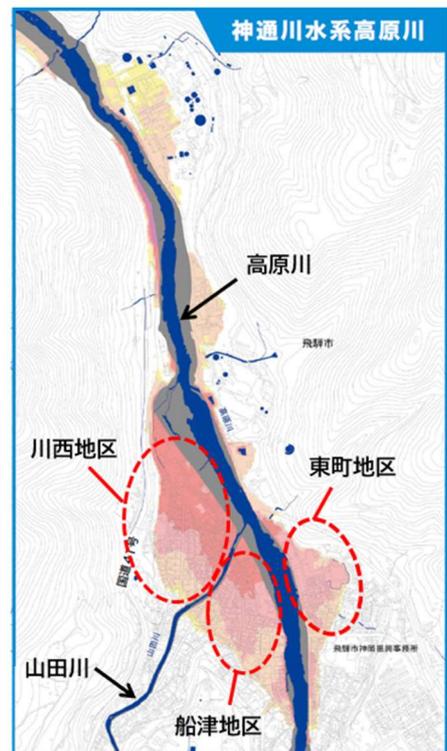
町内を南北に高原川が流れており、氾濫による洪水のリスクがある。

洪水リスクの対象地区は主に船津、川西、東町の3つの地区であり、これらの地区は神岡町内の中心市街地でもあり、町内全企業数の50%以上が立地している。

特に左岸側に位置している船津、川西地区は、高原川の支流山田川も流れており、飛騨市のハザードマップでは5m以上の浸水被害が予想されている所もある。

このハザードマップは、高原川では概ね50年、山田川では概ね30年に1回程度起こる大雨を想定してシュミレーションされているが、近年大きな浸水被害は起きていない。

凡 例	
想定される浸水深	
	浸水深 10m~20mの区域
	浸水深 5m~10mの区域
	浸水深 3m~5mの区域
	浸水深 0.5m~3mの区域
	浸水深 0.5m未満の区域



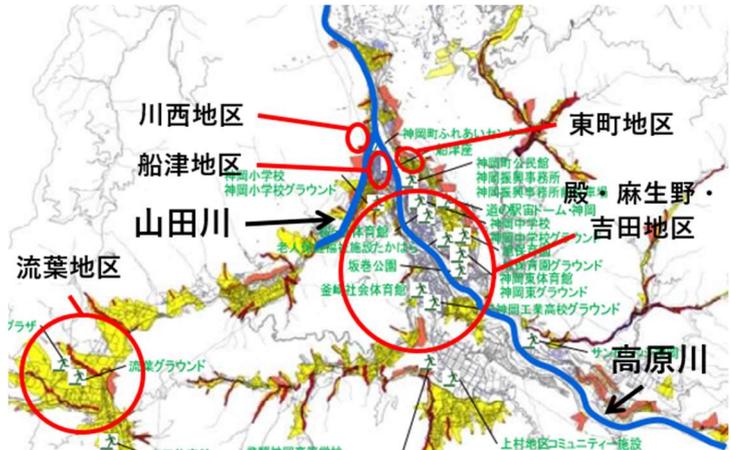
出典：飛騨市洪水ハザードマップ（神岡町地区）

②土砂災害リスク

神岡町は河岸段丘により街が形成されており、飛騨市のハザードマップでは町内ほぼ全域で土砂災害が想定されている。

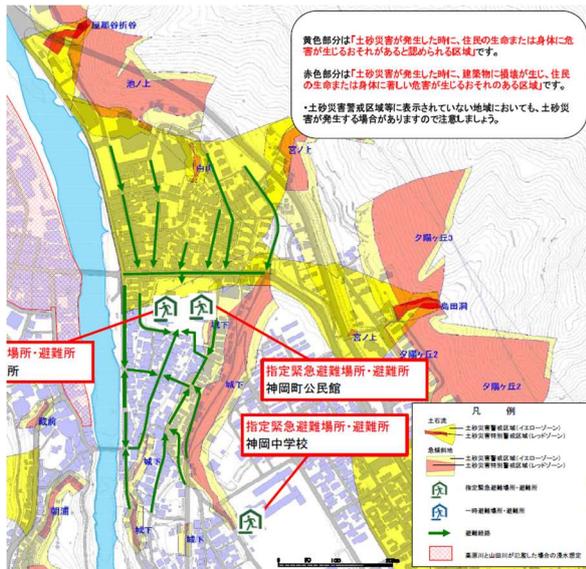
特に東町地区は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の面積が多く注意が必要とされている。また、流葉地区においてはスキー場周辺に事業所が形成されており、その多くが、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）となっている。

東町・流葉地区の合計企業数は全体の23%以上である。

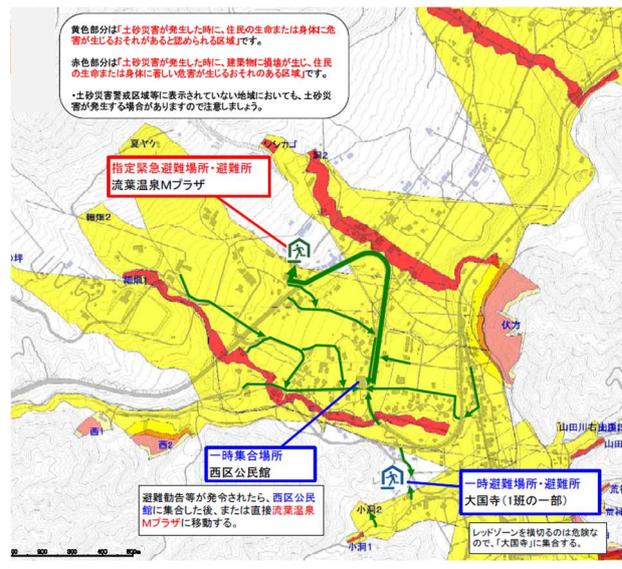


出典：飛騨市土砂災害ハザードマップ（神岡町地区）

< 東町地区 >



< 流葉地区 >

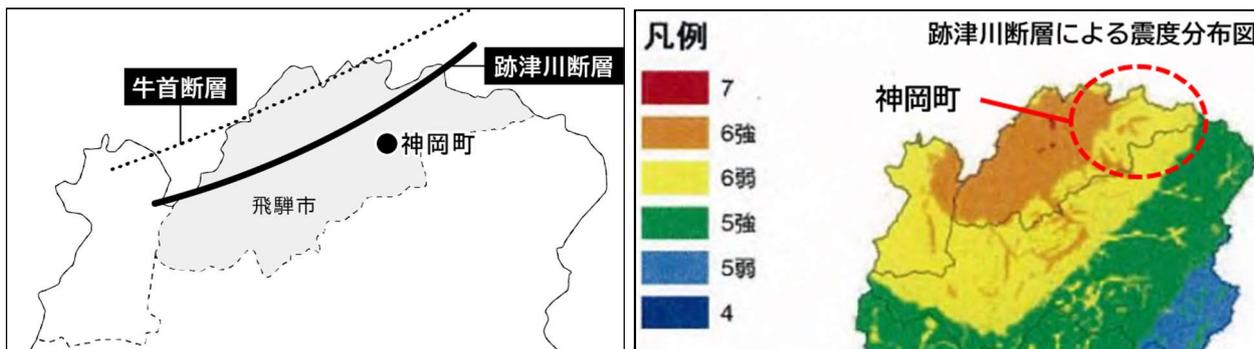


出典：飛騨市土砂災害ハザードマップ（神岡町地区）

③地震災害リスク（J-SHIS）

J-SHISによると、神岡町内が今後30年間に震度6弱以上に見舞われる確率は概ね3%以下となっているものの、当地区北に跡津川断層・牛首断層がほぼ平行してある。双方の断層は今後50年間、マグニチュード7.1クラスの発生確率は0%となっている。

しかし、従来の東海地震について、これまでの各種の観測、測量、研究等の成果、歴史地震から得られた事実や、中央防災会議における震源モデルの見直しに伴い、飛騨市においても従来の想定の見直しを行っている。跡津川断層による地震では、神岡町のほぼ全域で震度6弱から6強の強い揺れが予測される。



出典：飛騨市地域防災計画を参考に当所作成

④豪雪災害リスク

神岡町地域においては、気象庁の降雪データから、過去10年の平均降雪量が冬季1シーズンで6m以上ある。昭和55年・56年には、豪雪による被害が多発しており、雪崩により家屋の倒壊や走行中の自動車が雪崩に巻き込まれるなどの被害があった。近年は、積雪は減少傾向にあるが雪崩、建屋の破損、幹線道路の通行止めによる物流停止などのリスクが考えられる。

⑤感染症リスク

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように未知の新型感染症が流行すれば、全国的なまん延により、当町においても多くの生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 454人
- ・小規模事業者数 386人

【内訳】

商 工 業 者	業 種	商工業者数	小規模 事業者数	備考（事業所の立地状況等）
	農林漁業	1	1	山林近くに立地
	鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	河川近くに立地
	建設業	74	69	山林近くに立地
	製造業	51	41	山林近くに立地
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	9	一部の事務所を除き市街地に立地
	情報通信業	1	1	
	運輸業、郵便業	11	10	山林近くに立地
	卸売業、小売業	112	79	神岡町市街地・河川近くに多い
	金融業、保険業	8	6	
	不動産業、物品賃貸業	7	1	
	宿泊業、飲食サービス業	80	75	神岡町市街地に多い
	生活関連サービス業、娯楽業	68	66	神岡町市街地に多い
	教育・学習支援業	2	2	
	医療、福祉	24	20	
	その他	3	3	
	合 計		454	386

出典：平成28年経済センサス

(3) これまでの取組

1) 飛騨市の取組

- ・飛騨市地域防災計画の策定（令和4年3月改訂）
- ・各地区に非常食（アルファ米等）、毛布を配布（平成30年7月～平成31年2月）
- ・飛騨市全戸を対象に防災訓練を実施（毎年9月実施 直近では令和4年6月実施 約700人参加）
- ・各地区別ハザードマップを制定し、全世帯へ配布（平成30年5月作成）
- ・BCP振り返りセミナーの開催（令和3年12月15日 3名参加）
- ・防災物資の備蓄
（備蓄食料3日分（アルファ化米・水・液体ミルク）、毛布、非常用トイレ、おむつ、使い捨て食器など）

2) 当所の取組

- ・市内事業者向けBCPセミナーを飛騨市と共催（令和3年3月24日 4名参加）
- ・職員向けBCPセミナーの開催（令和元年11月30日）
- ・非常用発電機の設置（令和3年7月）
- ・非常用持ち出し物資の備蓄（手回し充電ラジオライト、ホイッスル、アルミブランケット、ヘルメット、非常用トイレ、ウォーターバッグ、ビニールシート等）

II 課題

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

町内の事業者の多くは小規模事業者であり、限られた経営資源で多様な経営課題に対応せざるを得ないため、自然災害への事前対策が遅れがちであり、BCPへの関心が低く取組み意欲も希薄である。また、過去に大きな災害が無いため災害に関する危機感が低い事業所が多数を占めている。したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続のためのBCPを策定していく必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

②商工会議所職員の支援スキルの習得

当所はこれまで、経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできた。一方、当所の職員は、事業継続支援のための知識や経験スキルにはバラつきがある。したがって、小規模事業者にとって有用な事業継続対策を支援していくためには、当所職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

現状では、当地域は過去に大規模災害が発生していないため、ハザードマップは策定されているが確認のみで、自然災害発生時に機能を発揮できるか危惧される。発生時において商工会議所活動の早期復旧及び行政や岐阜県商工会議所連合会等の関係機関と情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

さらに、当所では災害時の連絡、報告等の情報伝達方法、災害時のライフライン等の各種連携協定、復興計画等、管内の災害対策が課題となっている。

III 目標

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

巡回指導を通じて、事業活動に影響を与える自然災害リスクや昨今のような感染症リスクの事前対策の必要性を周知して意識を醸成する。また、セミナー参加者募集における普及啓蒙や防災・減災対策啓発セミナー等を開催する。さらに、専門家との連携を図りながら、事業所立地や経営状況など個社の環境に則した事業継続力強化計画やBCPの策定支援をする。

(目標件数)

- ・防災・減災対策啓発セミナーの開催 年：1回
- ・事業者BCP等策定セミナーの開催 年：1回

- | | |
|-----------------|--------|
| ・事業継続に関する巡回指導件数 | 年：5回 |
| ・事業者BCP策定支援事業者数 | 年：6事業者 |
| ・事業者BCP策定事業者数 | 年：3事業者 |

②商工会議所職員の支援スキルの向上

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会議所連合会等が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、随時開催する飛騨市職員との研修実施において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時における商工会議所活動の一刻も早い再開に向け、当所BCPを早急に策定し、その後、確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のPDCAに取り組む。また、飛騨市と当所とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と飛騨市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

- ・巡回指導時等に、ハザードマップを用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、日商等が発行しているチラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・自然災害等が事業活動に与える影響を軽減する取組の普及に向け、必要に応じて各損害保険の加入促進や各種制度情報の提供を行う。

②事業者BCP策定支援

- ・事業継続力強化計画をBCP作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、BCPの策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、エキスパーバンク、よろず支援拠点を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和6年3月までにBCPを策定する。また、策定後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会議所連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・定期的に開催する飛騨市内経営指導員会議などにおいて、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。
- ・当所と飛騨市との連絡体制の構築を行う。
- ・飛騨市との連携による小規模事業者向けBCPセミナーを定期的に開催する。

4) フォローアップ

- ・普及啓発をしたものの、BCPを策定していない事業者については、再度巡回等でリスク周知及び事前対策実施の必要性を訴えていき、BCPの策定へとつなげていく。
- ・策定したBCPの取組状況を年1回確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・巡回指導時、ハザードマップを用いて事業所の立地場所の災害リスクの周知を行う。
- ・当所と飛騨市により、本計画の状況確認や改善点等について年1回協議し情報共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、当所と飛騨市が実施する上記の協議並びに、飛騨市が実施する訓練で連絡体制や報告業務等をスムーズに行えるか確認する。

< 2. 発災後の対応 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

① 自然災害発生時

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基に電話またはメール等により当所職員の安否確認と業務従事の可否確認をする。
- ・事務所建物の損壊状況、安全確認後、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、当所事務所及び周辺道路の被害状況を当所と飛騨市で共有する。
- ・飛騨市と復興組織をを立ち上げ復興支援に努める。

② 感染症発生時

- ・国内で感染症が発生した際には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、飛騨市における感染症対策本部設置に基づき、ITやテレワーク、交代勤務等、当所の感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

① 自然災害発生時

- ・当所と飛騨市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、おおむね24時間以内に情報共有する。

<被害規模の目安は以下を想定>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦・トタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦・トタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と飛騨市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する（午前、午後、夕方）
1週間～2週間	1日に2回共有する（午前、午後）
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する（午後）
1ヶ月以降	2日に1回共有する

② 感染症発生時

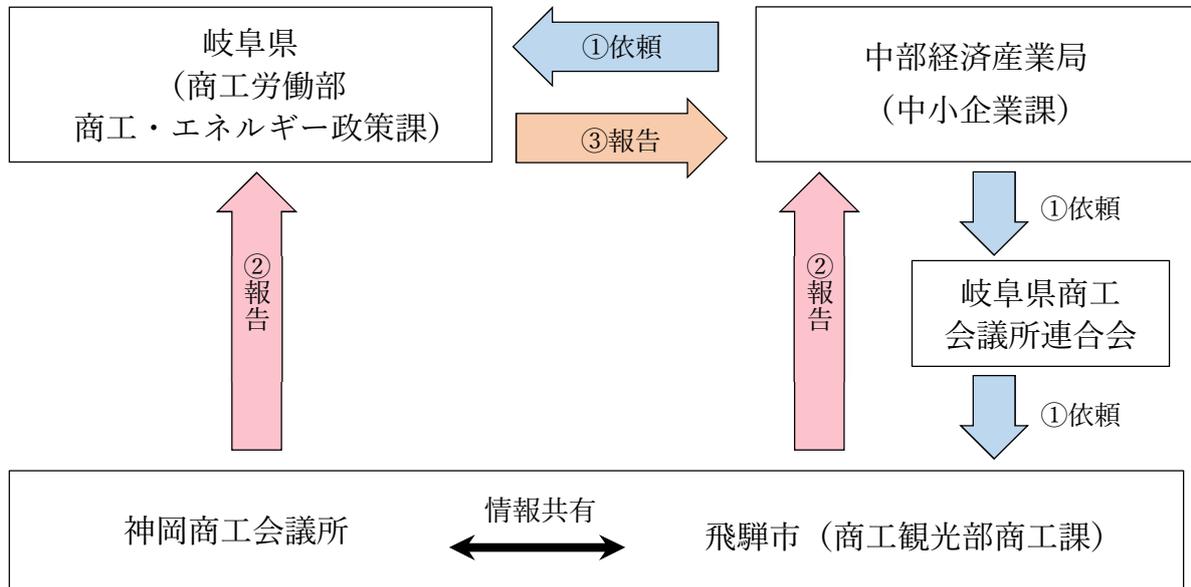
- ・「飛騨市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行い、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施するため、商工会議所として飛騨市の対策に合わせた連携を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

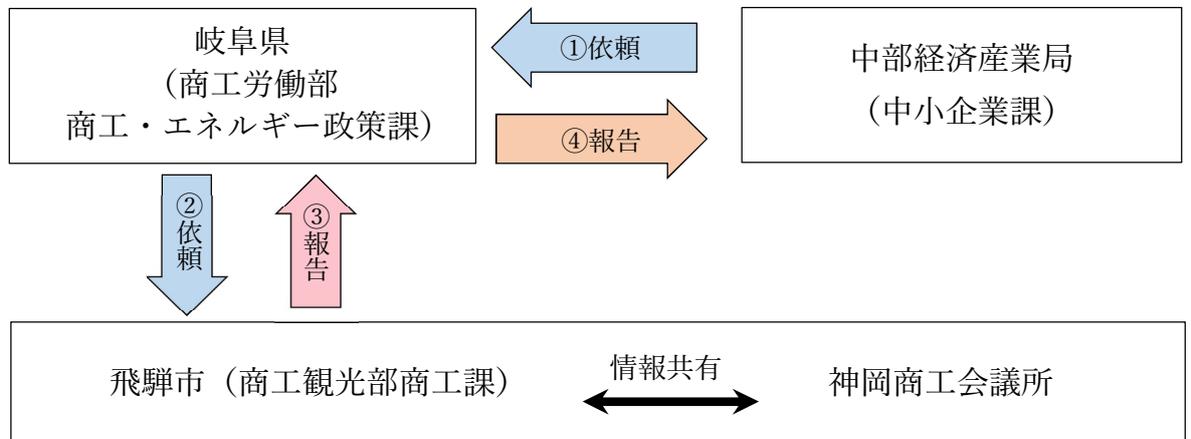
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを今後当所と飛騨市で早急に構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動方針について決める。
- ・飛騨市と当所は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当所と飛騨市が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、当所または飛騨市より商工労働部商工・エネルギー政策課へ報告する。

【被害情報の報告の流れ】

【初動対応】



【被害実態の把握】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、飛騨市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症発生時は、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした

支援策について情報発信を行うとともに、具体的な手続きなどについて相談窓口の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

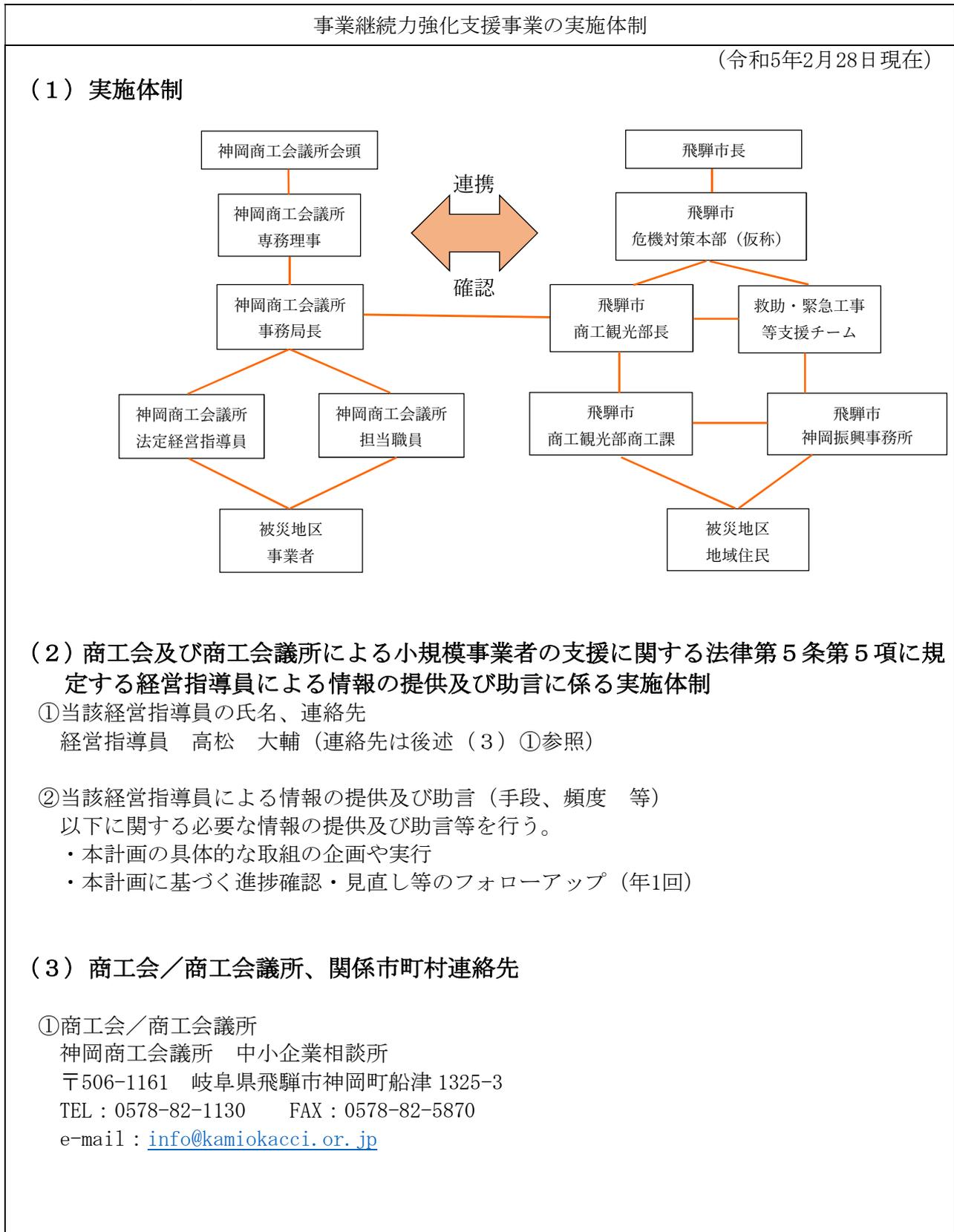
- ・発災後、飛騨市との情報共有、県への報告等の初動支援終了後、岐阜県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者への支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

飛騨市 商工観光部商工課

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町 2-22

TEL : 0577-62-8901 FAX : 0577-73-6373

e-mail : syokou@city.hida.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
BCPセミナー 防災・減災対策啓発セミナー	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等